



平成 26 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 広島電鉄株式会社
 代表者名 代表取締役社長 椋田 昌夫
 (コード：9033、東証第2部)
 問合せ先 取締役 総合管理・経営管理担当 倉本 勇治
 (TEL. 082-242-3542)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、株主様にご利用いただいております株主優待乗車証の制度を、下記のとおり一部変更することに決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、株主優待乗車券および広電グループ諸施設株主ご優待割引券につきましては変更ありません。

記

1. 変更内容

旧呉市交通局が運行していた乗合バス路線の範囲は、株主優待乗車証でご利用いただけませんでしたが、このたび株主の皆様にご利用いただけるよう見直しをいたします。また「郊外バス」乗車証は廃止し、「バス全線」乗車証を新設して、ご利用いただける範囲を拡大し、株主優待制度を拡充いたします。

【現行】

所有株式数	枚数	乗車証の種別	通用区間
12,000 株以上	1 枚	電車全線・市内バス	市内電車・宮島電車 市内バス
24,000 株以上	1 枚	郊外バス	郊外バス全線
36,000 株以上	1 枚	電車・バス全線	市内電車・宮島電車 バス全線
150,000 株以上	2 枚		
300,000 株以上	3 枚		

【変更後】下線部が変更箇所

所有株式数	枚数	乗車証の種別	通用区間
12,000 株以上	1 枚	電車全線・ <u>広島都心部エリアバス</u>	市内電車・宮島電車 <u>広島都心部エリアバス</u>
24,000 株以上	1 枚	<u>バス全線</u>	<u>バス全線</u>
36,000 株以上	1 枚	電車・バス全線	市内電車・宮島電車 バス全線
150,000 株以上	2 枚		
300,000 株以上	3 枚		

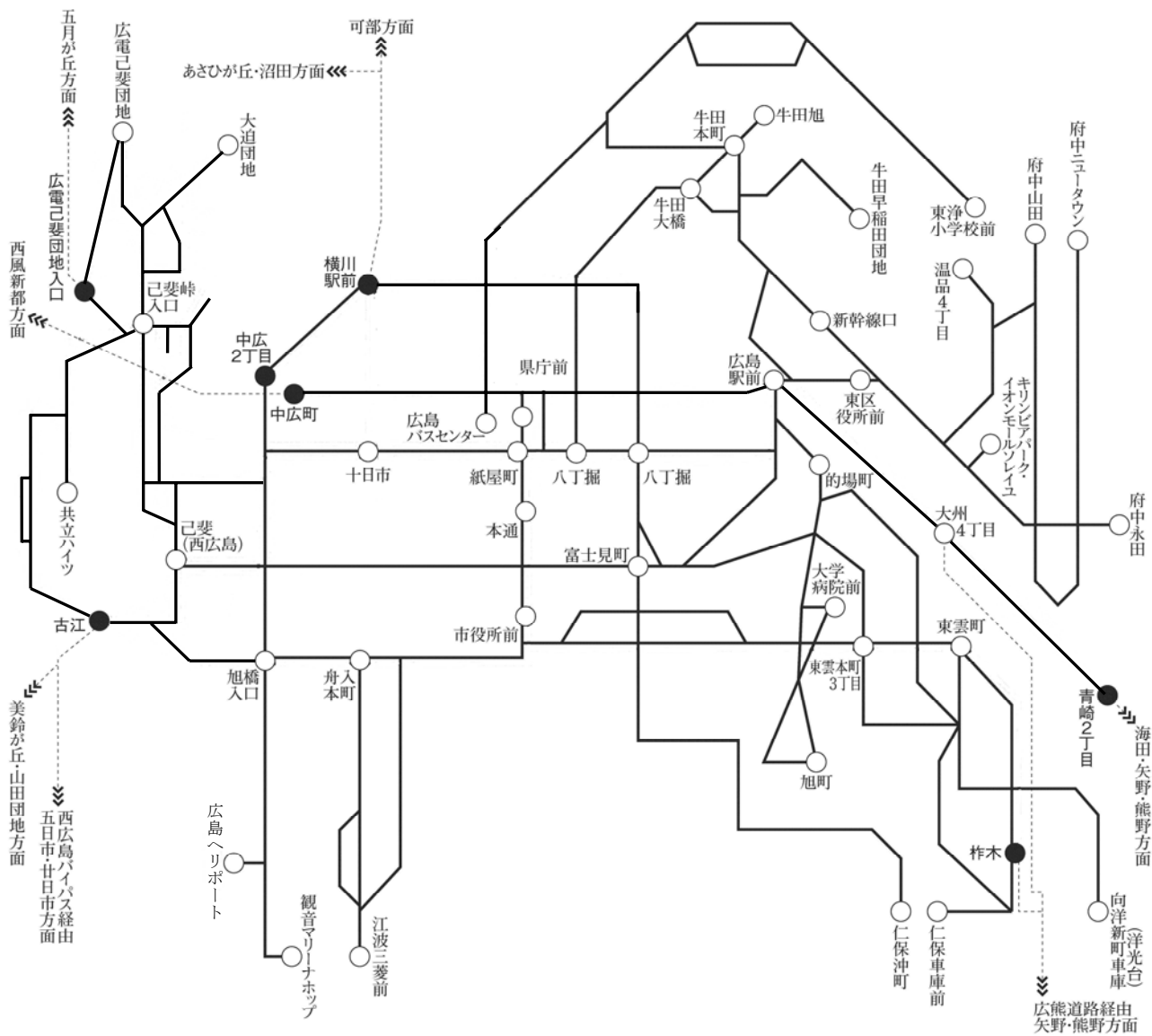
注)・「広島都心部エリアバス」の通用範囲は、現行の「市内バス」の通用範囲と同様です。(別紙 1 参照)
 ・「バス全線」と「電車・バス全線」は、当社が定める特定の路線を除く路線バス全線をご利用いただけます。(別紙 2 参照)

2. 実施時期

平成 26 年 3 月 31 日現在、株主名簿に記載されている株主様へ発行する株主優待乗車証から、実施いたします。なお乗車証は平成 26 年 6 月 1 日から有効となります。

以 上

広島都心部エリアバスの通用範囲



凡例	— 広島都心部エリアバスの通用範囲	※ -----この部分は利用できません。
----	-------------------	----------------------

株主優待乗車証「バス全線」「電車・バス全線」のバス路線の通用範囲

下記の「広電バス路線」のうち米子線、広島空港リムジンバス、呉広島空港線、および当社が定めるシャトルバス、臨時便等を除き、当社が運行する全路線が利用できます。

なお、他社と共同運行している松江線、益田線、浜田線、広島呉線（クリアライン）は、当社運行便のみで利用できます。

